

法人課税信託の受託者就任報告書記載要領

- 1 法人課税信託の受託者（当該法人課税信託の受託者が2以上ある場合には、当該法人課税信託の信託事務を主宰する受託者（以下「主宰受託者」といいます。）。以下同じ。）に就任した場合には、その就任の日以後2月以内にこの報告書を納税地を管轄する県税事務所長に提出してください。

なお、法人課税信託の受託者が法人であり、受託者就任により愛知県内に法人課税信託の信託資産等が帰属するとみなされた者（受託法人）の事務所等を新たに設置した場合（従前、愛知県内に事務所等を設置していなかった場合に限ります。）には、固有資産等が帰属するとみなされた法人課税信託の受託者である法人（固有法人）の「法人設立・事務所等設置報告書」を納税地を管轄する県税事務所長に併せて提出してください。

2 各欄の記載要領

- (1) 「本店又は本社所在地」欄には、登記してある本店又は主たる事務所等の所在地を記載してください。

- (2) 「県内にある主たる事務所等の所在地」欄には、本県内にある主たる事務所等が、本店又は本社所在地と異なる場合について記載してください。

なお、本県内に複数の事務所等がある場合には、そのうち主たる事務所等の所在地を記載してください。

- (3) 「氏名（名称及び代表者氏名）」欄には、受託者が法人である場合には、法人の名称及び代表者氏名を記載し、受託者が個人である場合には、氏名を記載してください。

なお、必ずフリガナを記載してください。

- (4) 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいいます。）を記載してください。

- (5) 「法人課税信託の名称」欄には、法人課税信託の名称を記載してください。

- (6) 法人課税信託の受託者が2以上ある場合には、「就任した者」欄に主宰受託者以外の受託者について記載するものとし、「氏名又は名称及び代表者氏名」には、主宰受託者以外の受託者が法人である場合には、法人の名称及び代表者氏名を記載し、個人である場合には、氏名を記載してください。

「本店又は本社所在地」には、登記してある本店又は主たる事務所等の所在地を記載してください。

「県内にある主たる事務所等の所在地」には、本県内にある主たる事務所等が、本店又は本社所在地と異なる場合について記載してください。

なお、本県内に複数の事務所等がある場合には、そのうち主たる事務所等の所在地を記載してください。

- (7) 「信託事務の引継ぎをした者の氏名又は名称」欄には、就任した受託者に信託事務の引継ぎをした者が法人である場合には、法人の名称を記載し、就任した受託者に信託事務の引継ぎをした者が個人である場合には、氏名を記載してください。

- (8) 「就任の日」欄には、受託者に就任した日を記載してください。

- (9) 「就任の理由」欄には、受託者に就任した理由を記載してください。

- (10) 「関与税理士の住所及び氏名」欄には、関与税理士の事務所所在地及び氏名を記載してください。

- (11) 「文書受取先」欄には、本店又は主たる事務所等の所在地以外の場所を申告書等の受取先とする場合に、当該所在地を記載してください。